

国立大学法人東京工業大学における規則等の立案に関する事務取扱要項

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定

改正 平17.3.31, 平17.9.30, 平19.10.12

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人東京工業大学(以下「大学」という。)における規則等の立案に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「部局」とは、別表に定める組織をいう。

第3条 この要項において「部局長」とは、前条に掲げる部局の長をいう。

第4条 この要項において「規則等」とは、次に掲げるものをいう。

一 学則(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第4条に規定する事項等について、学長が、教育研究評議会、経営協議会及び役員会(以下「役員会等」という。)の議を経て定めるものをいう。)

二 規則(大学の管理運営に関する重要な事項等について、学長が役員会等の議を経て、又は学長の裁量により定めるもの(通則を含む。)をいう。)

三 規程(学則、規則又は法令等に基づき、学長又は部局長等が定めるものをいう。)

四 細則(学則、規則又は規程を実施するため、学長又は部局長等が定めるものをいう。)

五 内規(その適用範囲を限定した組織内の管理運営に関する事項等について、学長又は部局長等が定めるものをいう。)

六 要項(学則、規則、規程若しくは細則又は法令等に定められていない事項について、学長又は部局長等が定めるもの(基準等を含む。)をいう。)

七 申合せ(一定の事項の取り扱い等について申し合わせるものをいう。)

八 上記以外のもので、総務部総務課(以下「総務課」という。)等との協議により必要と認められたもの

(規則等の名称)

第5条 学長が定める規則等(以下「学長制定規則等」という。)の題名は、「国立大学法人東京工業大学」又は「東京工業大学」を冠し、部局において定める規程等(以下「部局制定規程等」という。)の題名は、「東京工業大学」の次に当該部局名を付けるものとする。前項第7号及び第8号に掲げるものについても、同様とする。

(規則等の形式)

第6条 規則等の形式は、第4条第1号から第4号までに定めるものについては法令形式によるものとし、同条第5号から第8号までに定めるものについては、原則として法令形式に準ずるものとする。ただし、書式は、横書きとする。

(規則等の立案に関する事務の総括)

第7条 規則等の立案に関する事務の総括は、総務課において行う。

(規則等の所管)

第8条 学長制定規則等については、当該規則等に係る事務を所掌する課(以下「所管課」という。)が所管し、部局制定規程等については、当該部局が所掌するものとする。

(規則等の制定)

第9条 規則等の制定又は改廃は、次条から第14条までに定める手続きによる。ただし、これによりがたい場合は、その都度総務課と協議するものとする。

第10条 学長制定規則等の制定に当たっては、規則等の種類又は必要に応じて、役員会等若しくは部局長等会議又は関係機関等に付議するものとする。

第11条 部局制定規程等の制定に当たっては、原則として教授会等の議を経るものとする。

第12条 学長制定規則等の原案の作成は、所管課において行い、次の各号に掲げる書類及び関係書類を添付の上、当該制定に係る審議等の手続きに先立って総務課と協議するほか、関係する部課又は部局との調整を図るものとする。なお、部局制定規程等についても、これに準じて取り扱うものとする。

一 制定・改廃理由

二 規則等の制定案

三 新旧対照表(一部改正の場合のみ)

第13条 学長制定規則等の制定に当たって所管課は、規則等の種類又は必要に応じて、役員会等若しくは部局長等会議又は関係機関等の承認を得るため、制定案の当該機関等への付議に係る事務手続きを行うものとする。

第14条 学長制定規則等の制定の起案は、総務課において行う。

(部局制定規程等の報告)

第15条 部局において部局制定規程等を定めたときは、第12条各号に掲げる書類を添付し、速やかに学長に報告するものとする。

(規則等の記号及び番号)

第16条 第4条第1号から第4号までの規則等(部局長等が定める規程及び細則を除く。)については、その種類及び一連番号を暦年ごとに別紙の例により付けるものとする。

第17条 部局長等が定める規程及び細則については、その種類及び一連番号を暦年ごとに付け、当該部局に応じ、別表に掲げる記号を別紙の例により付けるものとする。

第18条 第4条第5号から第8号までの規則等については、別紙の例により制定日等を付けるものとする。

(規則等の公布)

第19条 学長制定規則等の公布は、部課、事務区及び部局への通知をもって行う。

第20条 部局制定規程等の公布方法は、各部局において定める。

(規則集への登載)

第21条 学則、規則、規程及び細則は、国立大学法人東京工業大学規則集(以下「規則集」という。)に登載し、その他のものについては必要に応じて登載するものとする。

第22条 規則等を規則集に登載するに当たっては、当該規則等の制定日並びに記号及び番号を別紙の例により表示するものとする。

(その他)

第23条 この要項の運用に関し疑義のある場合は、総務部長の決するところによるものとする。

附 則

1 この要項は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要項に準拠していない規則等については、当該規則等の改正の都度この要項に準拠するよう逐次整備するものとする。

附 則（平17.3.31）

この要項は，平成17年4月1日から施行する。

附 則（平17.9.30）

この要項は，平成17年10月1日から施行する。

附 則（平19.10.12）

この要項は，平成19年11月1日から施行する。

別表（第2条，第16条及び第17条関係）

組 織	制 定 者	記 号
大 学 院 理 工 学 研 究 科	研 究 科 長	理 工
大 学 院 理 工 学 研 究 科 理 学 系	学 系 長	理 工 理
大 学 院 理 工 学 研 究 科 工 学 系	同 上	理 工 工
大 学 院 生 命 理 工 学 研 究 科	研 究 科 長	生 理 工
大 学 院 総 合 理 工 学 研 究 科	同 上	総 理 工
大 学 院 情 報 理 工 学 研 究 科	同 上	情 理 工
大 学 院 社 会 理 工 学 研 究 科	同 上	社 理 工
大 学 院 イ ノ ベーション マネジメント 研 究 科	同 上	イ ノ
理 学 部	学 部 長	理
工 学 部	同 上	工
生 命 理 工 学 部	同 上	生 命
資 源 化 学 研 究 所	所 長	資
精 密 工 学 研 究 所	同 上	精
応 用 セ ラ ミ ッ ク ス 研 究 所	同 上	応 セ ラ
原 子 炉 工 学 研 究 所	同 上	原
附 属 科 学 技 術 高 等 学 校	校 長	科 技 高
附 属 図 書 館	館 長	図
保 健 管 理 セ ン タ ー	所 長	保 セ
教 育 工 学 開 発 セ ン タ ー	セ ン タ ー 長	教 工 セ
学 術 国 際 情 報 セ ン タ ー	同 上	学 情 セ
極 低 温 物 性 研 究 セ ン タ ー	同 上	極 セ
教 育 環 境 創 造 研 究 セ ン タ ー	同 上	教 創 セ
火 山 流 体 研 究 セ ン タ ー	同 上	火 流 セ
留 学 生 セ ン タ ー	同 上	留 セ
炭 素 循 環 エ ネ ル ギ ー 研 究 セ ン タ ー	同 上	炭 セ
量 子 ナ ノ エ レ ク ト ロ ニ ク ス 研 究 セ ン タ ー	同 上	量 セ
外 国 語 研 究 教 育 セ ン タ ー	同 上	外 セ
フ ロ ン テ ィ ア 研 究 セ ン タ ー	同 上	フ セ
バ イ オ 研 究 基 盤 支 援 総 合 セ ン タ ー	同 上	バ 総 セ
統 合 研 究 院	院 長	統 合 院
事 務 局	事 務 局 長	事

別紙（第16条，第17条，第18条及び第22条関係）

規則等の記号及び番号並びに規則集への登載に当たっての表示例

1 規則の例（学長が定める学則，規程及び細則の場合において同じ。）

規則等の記号及び番号の例	規則集への登載に当たっての表示例								
(平成 年規則第 号)	<table border="1"> <tr> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>規</td> <td>則</td> <td>第</td> <td>号</td> </tr> </table>	平成	年	月	日	規	則	第	号
平成	年	月	日						
規	則	第	号						

2 部局長が定める規程の例(理学部の場合)(部局長が定める細則の場合において同じ。)

(平成 年理規程第 号)	<table border="1"> <tr> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>理</td> <td>規</td> <td>程</td> <td>第</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>号</td> </tr> </table>	平成	年	月	日	理	規	程	第				号
平成	年	月	日										
理	規	程	第										
			号										

3 申合せ等の例

(平成 年 月 日 会決定)	<table border="1"> <tr> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>会</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>決</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>定</td> </tr> </table>	平成	年	月	日				会				決				定
平成	年	月	日														
			会														
			決														
			定														

4 内規及び要項等の例

(1) 学長が役員会等の承認を経て定めた場合の例

(平成 年 月 日制定)	<table border="1"> <tr> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>制</td> <td></td> <td></td> <td>定</td> </tr> </table>	平成	年	月	日	制			定
平成	年	月	日						
制			定						

(2) 学長の裁量により定めた場合の例

(平成 年 月 日学長裁定)	<table border="1"> <tr> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>学</td> <td>長</td> <td>裁</td> <td>定</td> </tr> </table>	平成	年	月	日	学	長	裁	定
平成	年	月	日						
学	長	裁	定						

(3) 部局長が教授会等の承認を経て定めた場合の例(理学部の例)

(平成 年 月 日理制定)	<table border="1"> <tr> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>理</td> <td></td> <td></td> <td>制</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>定</td> </tr> </table>	平成	年	月	日	理			制				定
平成	年	月	日										
理			制										
			定										

(4) 部局長の裁量により定めた場合の例

(平成 年 月 日 長裁定)	(平成 年 月 日) 長 裁 定
------------------	-----------------------

(5) 通知文書の例

(平成 年 第 号 長通知)	(平成 年 月 日) 第 号 長から 長あて
------------------	--------------------------------